

総合評価落札方式（チャレンジ型）試行要領

（令和 7 年 3 月 10 日）
出 総 第 2 4 6 号

〔沿革〕 令和 7 年 3 月 10 日付け出総第 246 号制定、令和 8 年 3 月 24 日付け出総第 237 号一部改正

（趣旨）

第 1 この要領は、県営建設工事における総合評価落札方式（チャレンジ型）（以下「チャレンジ型」という。）の試行に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第 2 この要領において、チャレンジ型とは、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 10 の 2 の規定に基づき価格その他の条件が県にとって最も有利なものをもって入札した者を落札者とする方式による入札（以下「総合評価落札方式」という。）のうち、技術的工夫の余地が小さい工事を対象に、審査項目を軽減して審査し評価する方式をいう。

（対象工事）

第 3 県営建設工事の請負契約に係る条件付一般競争入札及び指名競争入札参加者の資格等に関する規程（昭和 56 年岩手県告示第 412 号）第 11 条に基づき条件付一般競争入札の方法により請負契約を締結する県営建設工事で、総合評価落札方式競争入札実施要領（平成 23 年 6 月 29 日付け総務第 65 号）第 3 第 2 項規定する簡易 2 型による工事のうち、合議制の審査により必要と認めた工事とする。

（総合評価の方法）

第 4 チャレンジ型の評価方法は、価格及び技術力等の評価を点数化し、次の各号に掲げる区分ごとに当該各号に定めるとおり取り扱うものとする。

（1）価格評価点 次の算式により小数点以下第 4 位以下を切捨てて算定する。

$$\text{価格評価点} = 100 \times \left(1 - \frac{\text{入札価格}}{\text{予定価格}} \right)$$

ただし、入札価格が調査基準価格を下回った場合は、入札価格を調査基準価格に置き換えて算定する。

（2）技術評価点 別に定める技術評価の基準に基づき得点を加算して算定する。

（3）総合評価点 価格評価点と技術評価点を合計して算定する。

（入札公告）

第 5 知事は、対象工事について必要な入札条件等を付したうえで、入札情報公開サービスにおいて様式第 1-1 号及び様式第 1-2 号により公告を行うものとする。

（入札説明書等の交付）

第 6 知事は、入札参加希望者に対し、申請期限までの間、総合評価落札方式条件付一般競争入札（チャレンジ型）説明書（様式第 1-3 号）、総合評価落札方式一般競争入札心得（様式第 1-4 号）及び関係様式等をホームページ上で配布するものとする。

（補則）

第 7 この要領に定めのない事項については、別に定めるもののほか、総合評価落札方式競争入

札実施要領（平成 23 年 6 月 29 日付け総務第 65 号通知）及び総合評価落札方式競争入札技術評価基準（平成 23 年 6 月 29 日付け総務第 66 号通知）の例によるものとする。

附 則（令和 7 年 3 月 10 日付け出総第 246 号）

この要領は、令和 7 年 4 月 1 日以降に公告を行う工事から適用する。

附 則（令和 8 年 3 月 24 日付け出総第 237 号）

この要領は、令和 8 年 4 月 1 日以降に公告を行う工事から適用する。